

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

安全保障輸出管理規程

制定 2022年8月1日 2022産技企経第121号
一部改正 2025年3月21日 2024産技企経第245号
一部改正 2026年3月26日 2025産技企経第239号

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 「職員等」とは、都産技研に所属する役員、職員、任期付き職員、ワイドキャリアスタッフ、サポートスタッフ及び人材派遣契約職員並びに都産技研研修生受入要綱に定める研修生をいう。
- 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- 「特定類型該当者」とは、非居住者から強い影響を受けている状態に該当する者として、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿局第492号。）1（3）サ①から③のいずれかに該当する居住者（自然人に限る。）をいう。
- 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住

者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。

七 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として国外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。

八 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。

九 「リスト規制貨物等」とは、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物及び外国為替令（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。また、リスト規制貨物等の取引において、経済産業大臣の許可申請が必要であることを「リスト規制」という。

十 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣の許可申請が必要であることをいう。

十一 「事前確認」とは、職員等が技術の提供又は貨物の提出を行おうとする場合に、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認することをいう。

十二 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制貨物等に該当するか否か判定することをいう。

十三 「取引審査」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、都産技研として当該取引を行うかを判断することをいう。

十四 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

十五 「大量破壊兵器等の開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

十六 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

十七 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、都産技研の職員等が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 都産技研における輸出管理の基本方針は、以下のとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- 二 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- 三 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を図る。

第3章 組織

(最高責任者)

第5条 都産技研における輸出管理の最高責任者は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター内部統制・コンプライアンス推進規程（以下、「内部統制等推進規程」という。）第5条に定める内部統制最高責任者をもって充てる。

2 最高責任者は、以下の業務を行う。

- 一 本規程の制定・改廃
- 二 外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の構築
- 三 職員に対する教育内容の決定
- 四 その他、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定

(輸出管理統括責任者・輸出管理事務局)

第6条 最高責任者の下に、都産技研における輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者を置き、内部統制等推進規程第6条に定める内部統制統括責任者をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、以下の業務を行う。

- 一 本規程の改廃案の作成
- 二 運用手続の制定・改廃
- 三 該非判定の最終的な承認（該非確認責任者）
- 四 取引審査の最終的な承認
- 五 特定類型該当者の把握
- 六 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- 七 文書管理

八 監査

九 指導・教育

十 その他本規程に定められた業務

- 3 輸出管理統括責任者を補佐し、都産技研における輸出管理に関する事項について企画、連絡調整し、並びに職員等からの相談及び通報への対応にあたるための輸出管理事務局（以下、「事務局」という。）を、企画部経営企画室におく。

（輸出管理責任者）

第7条 本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、各部に輸出管理責任者を置き、内部統制等推進規程第8条に定める内部統制推進責任者をもって充てる。

- 2 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者の指示の下に、当該部の輸出管理に関する以下の業務を行う。
- 一 当該部における事前確認及び取引審査の承認
 - 二 輸出管理に関する指導・教育
 - 三 その他輸出管理統括責任者が必要と定める事項

（会議等）

第8条 本規程に定める事項の審議・報告は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター内部統制会議規程に定める内部統制会議において行う。ただし、第6条第2項及び第7条第2項に係る審議・報告の場合においては、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターコンプライアンス委員会設置要綱に定めるコンプライアンス委員会で行うことができる。

第4章 手続

（事前確認）

第9条 職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、事前確認を行い、取引審査の手続の要否について、輸出管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 前項の確認には「事前確認シート」を用いるものとする。
- 3 第1項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合には、職員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者等確認）の確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 4 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 職員等は、取引審査の手続きが必要とされた場合は、該非判定を行う。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

一 都産技研で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行う場合、職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制貨物等に該当するか否かを判定する。

二 都産技研外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行う場合、職員等は、調達先からの該非判定書等の入手等により、前号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、入手先からの該否判定書等の入手等を省略することができる。

3 前項の判定には「該非判定票」を用いるものとする。

(用途確認)

第11条 職員等は、取引審査の手続きが必要とされた場合は、当該貨物等の用途について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認する。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続きを定め、当該手続きに沿って確認を行う。

2 前項の確認には「用途チェックシート」「明らかガイドラインシート」を用いるものとする。

(需要者等確認)

第12条 職員等は、取引審査の手続きが必要とされた場合は、当該貨物等の需要者について以下の項目に該当するか否かを確認する。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続きを定め、当該手続きに沿って確認を行う。

一 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。

二 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

三 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

四 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

2 前項の確認には「「需要者」チェックシート」を用いるものとする。

(取引審査)

第13条 職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続きが必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点か

ら所属する部の輸出管理責任者による一次審査及び輸出管理統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

- 2 前項の確認には「審査表」を用いるものとする。
- 3 職員等は、輸出管理責任者及び輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 前条における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出については、輸出管理統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

第5章 出荷管理

(貨物の出荷管理)

第15条 職員等は、貨物の輸出を行う場合、第9条（事前確認）及び第13条（取引審査）の手続きが行われたこと、並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、職員等は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。ただし、第9条の事前確認により、取引審査の手続きが不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続きの確認は要さない。

- 2 職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者及び事務局等と協議して適切な措置を講じる。

(技術提供管理)

第16条 職員等は、技術の提供を行う場合、第9条（事前確認）及び第13条（取引審査）の手続きが行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。ただし、第9条の事前確認により取引審査が不要とされた場合には、第13条の取引審査の手続きの確認は要さない。

2 職員等は、前項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。

第6章 監査

(監査)

第17条 輸出管理統括責任者は、都産技研内の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。

2 監査の実施手続きは、都産技研内部監査規則に準ずる。

第7章 指導・教育

(指導・教育)

第18条 輸出管理統括責任者及び事務局は職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

2 輸出管理統括責任者及び事務局は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

第8章 文書管理

(文書管理又は記録媒体の保存)

第19条 事務局は、輸出管理統括責任者の指示の下、輸出管理等に係る文書又は記録媒体を、取引が行われた日から起算して、少なくとも7年間は保管する。

第9章 報告

(報告)

第20条 職員等は、外為法等又は本規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を輸出管理責任者を通じて、事務局に速やかに報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合、直ちに輸出管理統括責任者に報告するとともに、前項の報告の内容を調査し、その結果を輸出管理統括責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告する。最高責任者は、都産技研の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

第10章 罰則

(懲戒)

第21条 職員等が、故意又は重大な過失により本規程に違反した場合は、都産技研職員就業規則に基づく懲戒処分の対象とする。

第11章 雑則

(雑則)

第22条 本規程に定める手続きに際して使用する次の各号に掲げる書類の様式については、それぞれ別紙様式に定める書式とする。

一 事前確認シート

二 外国人、特定類型該当者（研究者（学生）・訪問者等）受入れの事前確認シート

三 審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

四 審査票（外国人又は特定類型該当者（研究者（学生）・訪問者等）受入れ用）

五 「用途」チェックシート

六 「需要者」チェックシート

七 明らかガイドラインシート

八 該非判定票

九 （該非判定票）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

十 誓約書（採用時）

十一 誓約書（退職時）

2 本規程に定める手続きは所内電子決裁システムによって行う。

3 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2022年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。